廃棄物処理法入門者コーナー

質問 1

市町村設置一般廃棄物処理施設について、建て替えを計画しています。そこで、将来的には、PFI方式、DBO方式、指定管理者制度等を活用し、包括的な業務委託を検討していますが、その時、事業の受託者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項の技術管理者を委託できるでしょうか?



こういった質問は、他の質疑以上に、法律の規 定がどうこうよりも、今後の制度設計者(環境省) の見解いかんによるところが大きいと思われます。

と、言うのは、一般廃棄物に関しては、現在の 状況と、廃棄物処理法の規定がそぐわない点が多々 あり、今までの他の事案における流れ BUN®では、規制担当部局と補助金担当部局では違う観点からの見解を示している要因があるからです。

この問題でもその要因がある、ということをまずは示したいと思います。

廃棄物処理施設の運営に限らず、PFI方式、DBO方式、指定管理者制度等が現実に存在します。では、こういった方式で一般廃棄物処理施設を運営することは、廃棄物処理法上どのように考えたらよいのでしょうか?

一般廃棄物処理で引っかかってくるのが「再委託禁止」と「基本的処理計画の作成委託禁止」です。 (政令第4条第3号、同第4号)

(市町村の処理等) (BUNさん流簡略条文)

廃棄物処理法第六条の二 第2項 市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(以下「一般 廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合 の基準は、政令で定める。

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準) (BUNさん流簡略条文)

政令第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一. 一 (略)

三 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。

四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。

五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

六~九 (略)

今回の問題には、これらは直接関わってこない ように見えるかもしれませんが、実は結局関係し てしまうのです。

結論としては、現在の廃棄物処理法の体系では、「一般廃棄物については市町村直営処理が原則」、この根本的な理念で制度が作られているものですから、前述の「PFI方式、DBO方式、指定管理者制度」どれをとっても、廃棄物処理法の規定とは若干の齟齬感が出てきます。「技術管理者」の問題などは、この「そもそも、市町村設置の処理施設とはなんぞや」という大きな問題の派生的な事項になるのだと思います。

「そもそも論」から始めます。

「この処理施設って廃棄物処理法の何条に基づいて設置されますか?|

おそらく答えは、第9条の3でしょう。いわゆる「市町村設置届出」ですよね。

そうでなければ、補助金、助成金の対象になら ないからです。

と、言うことは設置者は「市町村」ですよね。

もし、この処理施設を「全面的に民間に任せる」 となった場合、廃棄物処理法上はどういう位置付 けですか?

もし、経費も責任も全部任せる。万が一、事故 等が起きたときも受託者が全て責任を持つ。年間 何トンを受け入れて、処理料金をいくらにするか も、受託者に任せる。

もし、前述の状態なら、本来の処理施設の設置は第8条、すなわち、民間設置で設置許可を取得してやるべき事業です。

「施設が完成した後に切り替える」であれば、9 条の3の市町村の設置届出を8条の民間設置許可に 承継する訳にはいかないので、結局、8条許可の取 り直しになります。

現実には、そんなことは、補助金の関係でできないですよね。

この課題が前述の「規制担当部局と補助金担当 部局では違う観点」ということです。

さらに、「年間何トンを受け入れて、処理料金を いくらにするか」これはまさに「基本的処理計画 の作成」ですよね。

環境技術会誌 99

つまり、この点があるがために、いくら、「PFI 方式、DBO方式、指定管理者制度」と言ってみたところで、「生活系一般廃棄物(し尿も含んで)の処理」に関しては、廃棄物処理法第6条の2第2項で規定する「市町村の委託」でしかありえないのです。

(第7条の処理業許可とはなり得ない)

このことをまずは、前提としてこの問題を検討 してください。

そのうえで、今回の具体的な事案に入ります。 まず、廃棄物処理法第21条の規定では、「技術管 理者をおかなければならない」のは、処理施設設 置者です。

技術管理者がどの組織に所属し、どこから給料を支払われるかは、直接的な問題ではありません。 しかし、あくまでも「技術管理者を置いている のはだれか?」と聞かれた時に「包括業務を受託 している業者が置いています」はだめです。

「技術管理者は包括業務を受託している会社の社員であるが、設置者である市町村がその人物をおいています。」とする必要があります。

また、技術管理者の法定の本来業務は、第21条第1項で「技術上の業務を担当」しなければなりませんし、第2項で「施設を維持管理する事務に従事する他の職員の監督」をしなければなりません。

果たして、下請、孫請の会社の職員が、他の職員(極端な話、発注者である市町村の職員や元請の社員)を監督する立場で動けるのかを、勘案した上で人物を配置するべきでしょう。

市町村は自治体であり、民間を指導するべき立場でもあるわけですから、罰則の有無、合法非合法という点だけではなく、民間の模範となる体制が求められると思います。

質問2

質問1に付帯する事項ですが、し尿処理の過程から発生する脱水汚泥の資源化委託を包括委託に含めた場合、再委託は可能でしょうか。



質問1で説明した通り、一般廃棄物である限り、 そもそも「包括委託」自体、市町村から委託を受け、 政令第4条第3号の規定がかかっている行為です。

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)(BUNさん流簡略条文)

政令第四条 法第六条の二第二項 の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

- 三 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。
 - 注) 前条文同様一、二及び四~九は(略)表示していません。

ただ、委託する「物」が、既に「処理後物」と 判断される場合は、可能かも知れません。

パターンとしては、市町村から包括委託としては「し尿処理」をA社が受託した。

A社は、活性汚泥法により「し尿の処理を行い」、 脱水汚泥が発生した。その脱水汚泥はし尿処理施 設の中の焼却炉で焼却した。燃えがらが発生した ので、その燃えがらをB社に再生委託する。

もし、最初の市町村とA社の委託契約の中に、このような処理プロセスやB社の件も明示してあるのであれば、実際の燃えがらの委託はA社とB社間でも可能と思われます。

これは、第12条の産業廃棄物の中間処理後物は、 契約とマニフェストは中間処理業者が事業者の立 場になって行ってもよい、とする概念の援用です。 定説や過去の明確な通知ではありません。

経験に基づく、個人的な感覚としては、「し尿処理を包括的に委託する」との概念では、少なくとも「活性汚泥処理と余剰汚泥の脱水」までは、まさに「し尿処理」そのものであることから、これ

を「下請」「再委託」させることは廃棄物処理法に 抵触するように感じます。

しかし、その脱水汚泥を焼却までして、その後の焼却残渣、燃えがら、ばいじん等については、中間処理後物として受託者が委託契約を締結することは可能のように感じます。

質問の「し尿処理の過程から発生する脱水汚泥」は、この中間に位置づけられ、私個人としては、まさにグレーゾーン、境界線の行為かなぁと感じます。

この辺の理論構成になりますと、廃棄物処理法に おいて当初に制度設計者が想定した域を外れた問題ではないかと思えますので、心配なら制度設計 者を初めとする関係者に確認するしかない問題だ と思います。

なお、当事項の再委託は、民間の許可業者が民間排出事業者から委託を受け、それを別の業者に委託するという廃棄物処理法第7条第14項で禁止している一般廃棄物処理業者の再委託とは異なるものであることを申し添えます。

100 2010第140号

廃棄物処理法入門者コーナー

質問

廃棄物の排出量を極力少なくしたいと考えています。

今回の法律改正で建設系廃棄物については、排出者を定義したと聞いています。建設系以外、例えば次のような事案の場合は、どのように考えればよいのでしょうか。

当社ビルの中に設置している自販機の容器(ペットボトル・缶等)は現在当社が排出事業者として産廃処理を委託しております。廃棄物の削減のため、自販機業者に飲料水販売に伴うサービスの一環として自販機業者が回収し、自販機業者が排出事業者として処理することを検討しています。

この場合、自販機業者は容器の量が多いため、 自社便では回収できず、産廃収運業者に直接当社 ビルから収集運搬を委託したいとのことです。

上記のような、販売に伴うサービスの一環として、当社と自販機業者とで自販機業者が引取り排出事業者として適正処理をすることを契約した場合、引取りは必ず自販機業者の自社便でなくてはならないのでしょうか。(自販機業者が排出事業者で、排出場所を当社ビルとして収運業者と契約してもよいような気がするのですが・・・。)



本来、「一括、一塊の仕事・業務を支配管理している存在」が排出者というのが定説です。したがって、お尋ねの自販機の場合、その空き缶の支配、管理をしている存在こそが排出者になると思います。

今回の法律改正で、建設系廃棄物に関しては、

今までの運用以上に「排出者は元請」 BUN® と法律で改めて規定し、排出者責任の徹底を図りました。

これは、不法投棄されている廃棄物は、圧倒的に建設系廃棄物が多いことから、当面、建設系廃棄物に限定して規定に踏み切ったという経緯があるようです。

建設系廃棄物以外の廃棄物はなんら改正や追加 の条文はありませんから、今までの考え方を継続 して援用するしかありません。

極論としては、質問者の会社は「自販機を置かせているだけで、その設置場所(たとえば3平米)は自販機会社から場所代まで取っている。自販機に故障や事故が起きても一切関知しない。」と言ったように、家主に徹して「支配管理権がない」ことを明確にしてしまえば、自販機会社が排出者でしょう。

そうなれば、排出者が自販機会社となり、別の 専門の産廃収集運搬業者と委託契約を締結して、 収集運搬させたとしても違法性は無いと思われま す。

なお、この理論で行くなら、今までの質問者の 会社が排出者、としていた状況の理屈付けも再構 成しておく必要があると思います。

たとえば、今までは自販機は質問者の会社が借 りていて、借りた以降の管理権限は質問者の会社 側で有していた、といったような状態です。

いずれにしても、廃棄物処理責任をたらい回し、 転嫁することなく、適正に処理することを第一に 検討いただきたいものです。

環境技術会誌 101